

# 家庭用パソコンの回収・リサイクル

平成15年10月1日から「資源有効利用促進法」に基づいて、家庭から出される使用済みパソコンの回収・リサイクルが行われています。これはメーカーと消費者が協力しあって、不要となったパソコンを廃棄するのではなく、部品や材料を資源としてふたたび活用するシステムです。

※ 事業系パソコンについては平成13年4月から行われています。

## 対象となる機種

- デスクトップ本体
- ディスプレイ（ブラウン管式または液晶式）
- ノートブックパソコン
- ディスプレー一体型パソコン



※ パソコンと一体として販売されたキーボード、マウス、ケーブル等の付属品については、パソコンと一緒に排出された場合には併せて回収されます。

## 不要になったパソコンの廃棄方法

### ● 平成15年10月1日以降に販売された家庭向けパソコン

- ・ご自分の持っているパソコンのメーカーに直接申し込んでください。
  - ・回収・リサイクル費用は販売価格に含まれていますので、廃棄するときには消費者が新たな料金を負担することなく、メーカーが使用済みパソコンを引き取ります。
  - ・「PC リサイクルマーク」の表示（印刷、貼付、同梱など）があります。
- ※ 平成15年10月1日以降に販売されたもので「PC リサイクルマーク」のないものについては各メーカーにお問い合わせください。



### ● 平成15年9月末までに販売された家庭向けパソコン等

- ・「PC リサイクルマーク」の表示がないパソコンについては、熊野市では「埋められないごみ」として収集していますが、廃棄物の削減と資源の有効利用のため、できるだけリサイクルにご協力ください。この場合、リサイクルに関する費用負担が行われていないため、消費者がリサイクル料金を負担することになります。

お申し込み・お問い合わせは、各メーカーまたは「一般社団法人パソコン3R推進協会（電話番号 03-5282-7685・ホームページ <http://www.pc3r.jp/>）」までお願いします。

**注意** 廃棄するにあたっては情報漏洩防止のために、廃棄前に自己の責任として確実に「データ消去」を行うことをおすすめします。